

○7番（深谷渉議員） 7番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目に、教育についてでございます。

里美・水府の小中一貫教育についてお伺いをいたします。今年度から水府小中一貫教育学校が開校し、本市では里美小中一貫教育学校とあわせて小中一貫教育学校が2校となりました。今年の4月、茨城新聞に「進む小中一貫・義務教育学校の現場から」と題して3回にわたり特集が組まれておりました。特集の中には、義務教育学校の形態だけではなく、本市と同様の小中一貫型の学校の内容も含まれておりました。記事には、「県内の先進校では最大の利点として特色ある学校づくりが進んだ」との声が多くあるようでございます。また、学校経営に詳しい茨城大学教職大学院の加藤准教授のコメントに、「これからは教育の質を高める段階、小中一貫教育はしっかりとした教育目標の上に成り立つ、9年間でどのような児童生徒を育てるか、明確なビジョンを具体的に描けるかが鍵」と指摘しております。

そこで、本市の里美・水府の小中一貫教育のビジョンと特色ある教育の取り組みがどのように行われてきたのか、水府の小中一貫教育はこれからどのように取り組んでいこうとしているのかお伺いをいたします。

続きまして、小規模特認校制度の導入についてお伺いをいたします。

里美・水府の小中学校は統合して地区に残った最後の学校でございます。しかしながら、児童生徒数は小学校、中学校ともに100人に達しておりません。子育て支援の政策の恩恵による子育て世代の社会増は中山間地域に余り期待できず、近い将来その存続も危ぶまれます。里美・水府の児童生徒数の今後の見通しをどのように見ているのかお伺いをいたします。

次に、里美・水府小中学校一貫校に小規模特認校の制度を図ることについてのご所見をお伺いいたします。

私が所属する文教民生委員会では、北海道の恵庭市の小学校や、水戸の国田小中一貫義務教育学校など、小規模特認校制度を利用して学校の存続を守っている学校を視察してまいりました。小規模特認校とは、特定の学校を教育委員会が指定することにより、従来の通学区域は残したままで通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度でございます。少人数の学校だからできるきめ細やかな指導や授業、英語に特化した魅力ある教育、豊かな自然を生かした教育活動など、特色のある教育を市民に広く知ってもらい、その提供をするために小規模特認校として指定をしております。少子化で子どもの数の減少が続く市の周辺地域や、山合いの地域などでは、学校の存続に向けたこのような取り組みを進めております。本市としてもこの制度を里美・水府の学校へ導入を検討していく段階ではないかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

2点目の市営住宅についてでございます。

まず、連帯保証人についてお伺いをいたします。

国土交通省は、今年の3月30日に、住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換

すべきであると考え、従来事業主である自治体に示してきた公営住宅管理標準条例という条例のひな形を見直し、連帯保証人を必要としないこととする通知を出しております。

本市では、市営住宅入居の際は、従来どおり連帯保証人を必要としておりますが、この連帯保証人制度が現在どのように機能しているのか、過去５年間で保証人への催告した件数とその徴収額についてお伺いをいたします。

続きまして、先ほどの公営住宅管理標準条例で連帯保証人を必要としないとしたことには、「民法の一部を改正する法律」により、個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど、「民法」における債権関係の規定の見直しが行われることにも一因があると思います。そこで今回の「民法の一部を改正する法律」における債権関係の規定の見直しについてのご認識をお伺いいたします。

続きまして、連帯保証人の確保について、本市の今後の方向性についてお伺いをいたします。

公営住宅への入居に際しての取り扱いについての通知には、「住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅へ入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます」とあります。そして入居時において、「保証人の確保ではなく、緊急時に連絡がとれるよう勤務先、親戚や知人の住所等、緊急時の連絡先を提出させることが望ましい」としております。市営住宅入居の際の連帯保証人の確保について、本市としての今後の方向性をお伺いいたします。

３つ目に、消防についてお伺いいたします。

消防団員の準中型免許取得に係る公費の負担についてでございます。

平成２９年３月１２日の「道路交通法」改正により、普通免許で運転できるのは車両総重量３．５トン未満の車両になりました。今まで５トン未満まで運転できましたが、昨年３月１２日以降に免許を取得した方は、運転できるのは車両総重量３．５トン未満となり条件が厳しくなりました。そうなりますと、昨年３月１２日以降に普通免許を取得された方が消防団に入ると３．５トン以上の消防自動車は運転できないことになります。消防団員の減少が問題となっている中、今度はその活動も限定的になっていき地域防災力が低下してしまいます。

そこで１問目といたしまして、「道路交通法」改正における新設された「準中型免許」についての認識をお伺いいたします。２点目として、消防団に配備されている消防車両について、消防自動車総数のうち、３．５トン以上の消防自動車は何台になるのかお伺いをいたします。

次に、準中型免許取得に係る公費負担制度の創設についてお伺いをいたします。

数年後には３．５トン以上の消防自動車を運転することのできない消防団員が問題となってくことは明らかでございます。国も平成２９年３月１２日以降に普通免許を取得した新規加入団員が準中型免許を取得する経費に対して地方公共団体が助成を行った場合に、当該助成額について特別交付税措置を講じることとしております。既に消防団員の準中型免許取得に係る公費負担を行う自治体も見受けられます。本市として現在どのようなお考えなのかご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の一般質問を終了いたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 教育についてお答えいたします。

まず、里美・水府の小中一貫教育についてお答えします。

本市では、施設併設型小中連携校、いわゆる小中一貫教育学校として、平成26年度から里美小中学校が、今年度から水府小中学校が9年間を見据えたカリキュラムの編成を通して特色ある教育を推進しているところでございます。

開校5年目を迎えた里美小中学校においては、小中学生で構成する異年齢集団での縦割り班活動を生かした集会活動や行事を行い、中学生が小学生をいたわる思いやりの心や自己有用感の着実な育成を図っております。また、学習面においても全ての先生方が9年間の学習内容の系統性を把握し、児童生徒の指導に当たることで一人ひとりのつまずきに対応できるなどの成果が見られております。また、中1ギャップと言われる中学校に進学した際への不適応等の心配もなく、子どもたちが安心して授業を初め学校生活に取り組んでおります。また、中学校の先生が小学校の音楽や図画工作に乗り入れ授業を行うことで、より専門的な指導を通して児童の技能の向上が図られ、文化祭等での優れた発表や作品制作につながっております。さらに、身近な地域の自然や社会とのかかわりを通して地域を大切にする心を育て、自己の生き方について考える里美学の学習にも小学生から中学生まで取り組んでおります。成果として昨年度、この里美学の実践を関東甲信越地区生活科・総合的な学習の時間研究協議会神奈川大会において発表し、好評を博したところです。

今年度スタートした水府小中学校においては、郷土のことを学ぶ中で、地域の誇りである二孝女の学習や町田焼の体験活動にも力を入れるとともに、グローバル化に対応できるように英語を中心としたコミュニケーション能力の育成に力点を置き、特色を出していく方向でスタートを切っております。

教育委員会としましても、9年間の学びの中で小中一貫教育校の成果が得られるよう、学校を支援してまいります。

次に、里美地区・水府地区における児童生徒数の今後の見通しについてお答えいたします。

まず最初に、現在の里美小中学校、水府小中学校の児童生徒数であります。里美小学校児童数93名、里美中学校生徒数61名、水府小学校児童数99名、水府中学校生徒数72名となっております。

今後の見通しであります。里美小学校につきましては、平成36年度には児童数55名、今年度と比較しまして38名の減、里美中学校につきましては、平成36年度には生徒数42名、今年度と比較しまして19名の減となる見込みであります。続いて、水府小学校につきましては、平成36年度には児童数78名、今年度と比較しまして21名の減、水府中学校につきましては、平成36年度には生徒数40名、今年度と比較しまして32名の減となる見込みとなっております。

続いて、里美・水府の小中一貫教育校に小規模特認校制度の導入を図ることについてのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、特認校制度につきましては、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認めるものであり、通学区域弾力化の一環として行われている制度であります。平成28年7月に策定した学校施設整備計画にも示したとおり、中長期的に見ますと児童生徒が著しく減少することが懸念されることから、里美・水府の小中一貫教育校につきましては、それぞれの特色ある教育を推進しながら今後特認校制度の導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 市営住宅の連帯保証人についての3点のご質問にお答えいたします。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者への住宅供給という目的を踏まえ、連帯保証人の確保を入居条件とし、家賃債務の保証のみならず実質的に緊急時の連絡先としての役割を果たしていることから、入居時において提出をお願いしているところでございます。

まず、1点目の過去5年間で連帯保証人へ催告した件数と収納額についてでございますが、市営住宅の使用料の徴収状況は、近年の納付指導の徹底と入居者による納付意識の向上など、滞納に対する状況が改善されてきた結果、現年度の収納率について高い水準で推移してございます。さらに滞納処理事務について、同事務処理要領に基づき連帯保証人に対する手続を進めていることも高い水準につながっていることと考虑でございます。連帯保証人に対し、滞納処理といたしましては、納付指導依頼書及び連帯保証債務請求通知書を送付し、なおも納付がない場合は、連帯保証債務履行催告書、続いて最終報告書を配達証明により通知等を行ってございます。さらにその後においては、明け渡し等訴訟となり裁判所へ提訴となります。

ご質問にございます過去5年間に於いて連帯保証人に債務請求を行った件数は、累計で75件、総額約474万円となり、うち納付された金額は約439万円となっております。ただしこの額につきましては、連帯保証人が自ら納付されたものと同額とはならないことを付け加えさせていただきます。納付書は入居者名にて発行、納付されるため、連帯保証人からかどうか必ずしも判断ができないためでございます。

次に、2点目の「民法の一部を改正する法律」における債権関係の規定の見直しについての認識にお答えいたします。

まず、「民法」の改正でございますが、平成29年5月26日、同法の一部を改正する法律が成立しました。「民法」のうち債権関係の規定は、明治29年に同法が制定された後、約120年間はほとんど改正がなされてございませんでした。また、今回の改正による施行時期は平成32年4月1日となります。

この改正により、公営住宅制度に関する規定の見直しとしましては、個人根保証契約に極度額の設定が必要となります。入居の際に連帯保証人の確保を求める場合には、この施行に伴い新たに極度額を設定することとなります。例えば、極度額を10万円、または入居当初の家賃の3カ

月相当分といったようにその額を明確にする必要があり、その額を変動しないように定めなければ効力を生じないこととなります。

今後、入居に際し連帯保証人を確保することが困難になることが懸念される中、今回の改正を踏まえ、住宅困窮者の入居に支障がないよう地域の実情等を総合的に勘案し、適切に対応していくことが必要でございます。また、今回の改正で連帯保証人への情報提供義務の規定や、賃借人による修繕や一部滅失等の規定が明記されたことを踏まえ、公共施設総合管理計画等に基づき必要に応じて適切に修繕を実施するなど、市営住宅の維持管理に努めてまいります。

最後に、3点目の入居者の連帯保証人の確保について、本市の今後の方向性についてお答えいたします。

住宅に困窮する低額所得者への住宅供給という公営住宅の目的からも、連帯保証人が確保できないことにより入居できない事態が生じないよう努めなければならないと考えますが、住宅使用料の納付の担保性を高めることや、入居者、単身者、高齢者等に対する緊急時の連絡先の役割も果たしていることなどから、これまでは市内在住者、または親族により2名の連帯保証人を入居時に登録をお願いしている状況でございました。しかしながら、近年においてさまざまな取り組みにより使用料の徴収率が高い水準に至っておりますことから、平成29年度以降の募集の際には、同保証人の条件を緩和しまして1名での申し込みが可能となっている状況でございます。現在、入居手続においては連帯保証人の確保ができないなどからの入居辞退者は出ていないのが実態でございます。

今後につきましては、前段にて答弁いたしましたように、「民法」改正による連帯保証人の債務保証に対する個人根保証契約の極度額の設定や同保証人の請求による債務履行状況に関する情報提供義務の規定及び債務の保証制度などを含め、県・市町村の公営住宅の申し込み要件等を踏まえながら検討を進めるとともに、引き続き良好な市営住宅の管理運営に努めてまいります。

○益子慎哉議長 消防長。

〔宇野智明消防長 登壇〕

○宇野智明消防長 消防団員の準中型免許取得に係る公費負担についての3つのご質問にお答えいたします。

初めに、「道路交通法」改正で新設された準中型免許についてお答えいたします。

昨年3月の改正により、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加え、車両総重量3.5トン以上、7.5トン未満の自動車が新たに準中型自動車として設けられ、これに対応する免許として準中型免許が新設されております。議員ご発言のとおり、この改正により普通自動車免許で運転できる自動車は、改正前は車両総重量5トン未満でございましたが、改正後は3.5トン未満となっております。

なお、改正法の経過措置によりまして、改正以前に普通自動車免許を取得されている方についてはこれまでと同様、車両総重量5トン未満の自動車を運転することが認められております。

次に、2つ目の消防団車両の3.5トン以上の消防自動車についてお答えをいたします。

本市の消防団に配備しています消防自動車につきましては、地域の実情を勘案して消防ポンプ

自動車は 21 台、全自動小型動力ポンプ積載車が 13 台、小型動力ポンプ積載車が 26 台の総数 60 台でございます。この中で 3.5 トン以上については、消防ポンプ自動車は 21 台、小型動力ポンプ積載車が 1 台、合わせまして 22 台となっております。

次に、3 つ目の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設についてお答えをいたします。

改正法により準中型自動車となる本市の消防団車両 22 台の中で、車両総重量の最も重いものは 4.7 トンの消防ポンプ自動車であり、全ての車両が 5 トン未満でございます。本年 6 月 1 日現在、本市消防団員の最年少は 22 歳であり、消防団車両を運転する団員については、法の改正以前に普通自動車免許等を取得しているため、全ての消防団車両の運転が可能でございます。したがって、昨年 3 月に準中型免許が新設されたことで本市の消防団活動に支障が出る状況ではないことから、公費負担制度の創設につきましては現在のところ必要はないものと考えているところでございます。

しかしながら今後、平成 29 年 3 月 12 日以降の普通運転免許を取得の消防団員が増え、本市の消防団活動に支障が出る場合については、県内市町村の状況を調査研究いたしまして、準中型免許取得に係る公費負担、または改正法を遵守した消防団車両の運行等について取り組んでまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

〔7 番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○7 番（深谷渉議員） ご答弁大変ありがとうございました。それでは、次に再質問をさせていただきます。

初めに、里美・水府の小中一貫教育についてでございます。そのビジョンと特色でございますけれども、教育長からお話がありましたとおり、しっかりと里美では取り組まれているなという感じがいたしました。

小中一貫教育が進む中で、小中一貫教育全国連絡協議会主催で小中一貫教育全国サミットが毎年度 1 回開催されております。昨年度は京都市で第 12 回のサミットが行われて、2 日間で延べ 3,650 人の方が参加されて、その取り組み成果の披露や、また情報の交換等が行われたそうでございます。

この全国の連絡協議会でございますけれども、これは京都市と奈良市と、あと呉市、品川区の 4 つの自治体が発起人となりまして作られた協議会でありまして、現在正会員として全国 52 の自治体に参加をしております。ほか賛助会員として 31 団体、5 人の個人が参加をしているところでありますけれども、茨城県ではつくば市と水戸市の教育委員会が自治体として参加をしております。常陸太田市でも 2 つの小中一貫教育学校ができたところでありますので、ぜひこういったところに参加して、いろんな取り組みの成果の情報とか、取り組み状況等を情報交換できるような、そういった体制を作ればいいのかという気がいたしますけれども、その点のご所見をお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○石川八千代教育長 小中一貫教育全国サミットへの参加等についてお答えいたします。

里美小中，水府小中等，小中一貫教育をこれからの教育のスタイルの1つとして力を置いている本市としましては，全国で取り組まれている先進的で創意工夫あるさまざまな実践の交流のできるサミットへの参加等について今後検討してまいりたいと考えます。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ありがとうございます。ぜひとも検討を重ねていただきたいと思います。

次に，小規模特認校制度の導入についてでございます。当面は今後検討されるということでございます。今回の水府の小学校の統合，そしてまた，幼稚園，保育園を統合してのこども園への移行，これも急激な少子化に計画が追いついていかなかったのではないかなと，そういった気がいたしております。やはり少子化に対して前もって導入できるような事前の対策を早目に打っていただきたいと要望していききたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして，市営住宅についてでございます。連帯保証人について，過去5年間に催告した件数とその徴収額について数値がありました。75件でありますけれども，この数値はどのように現在評価されているのかお伺いしたいと思います。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように，入居申し込みの際に，現在連帯保証人を1名お願いしているところでございます。過去5年間の合計では，先ほど申し上げましたように，納付指導に対して約93%の納付率となっております。このことから連帯保証に対する納付指導は入居者にとって滞納への支払いを促すことに対して一定の効果があるものと考えてございます。さらには滞納処理のみならず，連帯保証人を確保して入居手続をすることについて，公営住宅での適切なコミュニティの形成やその意識づくりにも一定の効果があるものと考えてございます。

連帯保証人の必要性，先ほどの効果につきましては，社会情勢や地域情勢等を勘案しまして，今後適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ありがとうございます。

「民法」の改正施行は約2年後になりますけれども，仮に保証人をずっと設定するというふうな形で本市で取り組む方向性でありますと，極度額の設定が必要となってまいります。答弁の中にもあったような形の設定になってくるかと思うんですけれども，入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には，保証人の免除などの配慮を行う，保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど，特段の配慮を今後行っていく必要があるのではないかと考えております。入居時の保証人の確保を求める場合の配慮を，あと2年後の施行でございませうけれども，ぜひとも考慮していただきたいと思います。

続きまして，消防についてでございますけれども，当面は支障がないというご答弁でございました。しかしながらあつという間に年数はたってしまうので，ぜひともその取り組みを積極的に早目に取り組んでいただきたいと思います。私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。